

答申第16号



鎌公審査第47号

平成10年3月26日

鎌倉市教育委員会 様

鎌倉市公文書公開審査会

会長 若杉 明

公文書不存在に対する異議申立てについて

(答申)

平成7年12月1日付けで諮詢（諮詢第13号）された市立御成小学校改築準備委員会會議録の公文書不存在処分の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

市立御成小学校改築準備委員会会議録は、存在していないことが認められるので、教育委員会が行った公文書不存在処分は、結論において妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、教育委員会が平成7年11月6日付で行った公文書不存在処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、実施機関は、当該文書が不存在である理由として、文書保存年限（3年）を経過した平成2年3月31日に廃棄処分したためとあるが、理由どおりの廃棄が事実として行われたのならば、3年と限った合理的な根拠を示すべきである。

改築準備委員会が提出した、御成小学校改築に当たっての基本構想、改築推進に関する要望、現校舎と校庭の補修についての要望書は保存されており、当該文書だけが廃棄された正当な理由は見当たらない。

本件の場合、担当課長に文書は御成小学校改築準備委員会から付託されたものであるという認識があれば、保存年限は必ずしも3年に限定されるものではない。

また、文書管理上何らの合理性、客觀性、公共性は認められず、公文書公開条例の本旨から見ても悪しき慣行と言わざるを得ない。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、公文書不存在の理由は、次のとおりである。

市立御成小学校改築準備委員会は、昭和59年度からの校舎改築計画実施に伴い、現代の多様な教育活動に対応できる校舎・設備はどうあれば良いかを検討するために、昭和58年度に12～3名の教職員代表で構成する研究組織を設けて、研究計画を作成し、視察等により改築関係情報を

収集し、要望書の原案を作成する等の活動を行い、昭和60年11月29日付
けで教育委員会に要望書を提出して、その主たる使命を終了し、昭和61
年9月に解散された。その後、文書保存年限3年を経過した平成2年3
月31日に、当該委員会に係る会議録は廃棄処分されたため、当該文書は
不存在である。

4 審査会の判断理由

(1) 鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第2条は、公文書の定義として「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画…であって、当該実施機関が管理しているものをいう。」と規定している。

そこで、本件異議申立てにおいては、教育委員会の職員が職務上作成し、又は取得した文書で、実施機関が管理している公文書が存在しているか否かの問題となる。

(2) この問題に関して当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取して審議を進めた結果、次のような結論に至った。

本件請求文書は、御成小学校校舎改築計画の実施に伴い昭和58年度に設けられた教職員代表で組織する御成小学校校舎改築準備委員会が、昭和60年11月に教育委員会へ要望書を提出して、その主たる使命を終了し解散したこと、また、保存年限である3年については、文書廃棄を行った平成2年3月の時点では、各学校の自主的な判断に基づいて決められており、この規定に従って保存年限である3年を経過したため廃棄されたことが認められる。

(3) これらの状況については、御成小学校校舎改築計画の当初は、グランド側に校舎を建設する方向で研究が進められてきたが、その後改築計画が変更となり、その当時改築準備委員会が検討してきた内容と大幅に変わったという経過から、当該文書を保存する必要性がなくなったという客観的事実にたって廃棄したものと考えられる。

したがって、公文書不存在をもって、直ちに不当であるとは言えず、結論においては、本件公文書不存在処分は妥当性を有するものと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

審　查　会　の　処　理　経　過

開 催 年 月 日	処 理 経 過
7. 12. 1	諮詢（諮詢第13号）
12. 4	実施機関に対し、不存在理由説明書の提出要請
12. 15	不存在理由説明書を受理
12. 19	異議申立人に不存在理由説明書の写しを送付し、意見書の提出を要請
8. 1. 16	意見書を受理
1. 17	意見書の写しを実施機関へ送付
9. 12. 12	・審議（第46回審査会）
10. 2. 9	・審議（第47回審査会）
2. 23	・審議（第48回審査会）
3. 4	・審議（第49回審査会）
3. 26	答 申